

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第52号

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前																																																																		
<p>(予算の執行等に関する権限)</p> <p>第6条 知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第1に掲げる区分に従い、それぞれ部局長、課長又は課長補佐に専決させる。</p> <p>2 (略)</p>				<p>(予算の執行等に関する権限)</p> <p>第6条 知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第1に掲げる区分に従い、それぞれ副知事、部局長、課長又は課長補佐に専決させる。</p> <p>2 (略)</p>																																																																		
<p>(建設仮勘定)</p> <p>第135条 工事に係る経理は、建設仮勘定を設けて整理するものとし、<u>地域医療政策課長は、工事が完了した事業年度の末日において、工事の直接費に間接費を加算した額を固定資産の勘定に振り替えなければならない。</u></p>				<p>(建設仮勘定)</p> <p>第135条 工事に係る経理は、建設仮勘定を設けて整理するものとする。</p> <p><u>2 固定資産管理職員は、工事が完了したときは、工事の直接費に間接費を加算した額を地域医療政策課長に対し通知しなければならない。</u></p>																																																																		
<p>(決算事務)</p> <p>第147条 (略)</p>				<p>(決算事務)</p> <p>第147条 (略)</p> <p><u>2 課長は、決算に必要な資料を作成し、地域医療政策課長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の資料の様式及び提出の期限は、地域医療政策課長が指定する。</u></p>																																																																		
<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 支出負担行為専決区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>専決区分</th> <th>部局長</th> <th>課長</th> <th>課長補佐</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(収益的支出) 材料費</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経費 厚生福利費</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消耗備品費</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				専決区分	部局長	課長	課長補佐	(収益的支出) 材料費		(略)		経費 厚生福利費			(略)	報償費		(略)	(略)	旅費		(略)	(略)	消耗品費		(略)	(略)	消耗備品費		(略)	(略)	<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 支出負担行為専決区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>専決区分</th> <th>副知事</th> <th>部局長</th> <th>課長</th> <th>課長補佐</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(収益的支出) 材料費</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経費 厚生福利費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消耗備品費</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				専決区分	副知事	部局長	課長	課長補佐	(収益的支出) 材料費			(略)		経費 厚生福利費				(略)	報償費			(略)	(略)	旅費			(略)	(略)	消耗品費			(略)	(略)	消耗備品費			(略)	(略)
専決区分	部局長	課長	課長補佐																																																																			
(収益的支出) 材料費		(略)																																																																				
経費 厚生福利費			(略)																																																																			
報償費		(略)	(略)																																																																			
旅費		(略)	(略)																																																																			
消耗品費		(略)	(略)																																																																			
消耗備品費		(略)	(略)																																																																			
専決区分	副知事	部局長	課長	課長補佐																																																																		
(収益的支出) 材料費			(略)																																																																			
経費 厚生福利費				(略)																																																																		
報償費			(略)	(略)																																																																		
旅費			(略)	(略)																																																																		
消耗品費			(略)	(略)																																																																		
消耗備品費			(略)	(略)																																																																		

	光熱水費		(略)	(略)		光熱水費		(略)	(略)
	燃料費		(略)	(略)		燃料費		(略)	(略)
	食糧費		(略)	(略)		食糧費		(略)	(略)
	修繕費		(略)	(略)		修繕費		(略)	(略)
	保険料		(略)	(略)		保険料		(略)	(略)
	通信運搬費		(略)	(略)		通信運搬費		(略)	(略)
	賃借料		(略)	(略)		賃借料		(略)	(略)
	委託料	1,000万円以上	(略)			委託料	2,000万円以上	1,000万円以上	(略)
	交付金	1,000万円以上	(略)			交付金	3,000万円以上	1,000万円以上	(略)
	雑費		(略)			雑費		2,000万円未満	(略)
減価償却費			(略)		減価償却費				(略)
資産減耗費			(略)		資産減耗費				(略)
研究研修費			(略)		研究研修費				(略)
支払利息及び企業債取扱諸費			(略)		支払利息及び企業債取扱諸費				(略)
消費税及び地方消費税				(略)	消費税及び地方消費税				(略)
雑損失		10万円以上	(略)		雑損失			10万円以上	(略)
特別損失	固定資産売却損	2,000万円未満			特別損失	固定資産売却損	1,000万円以上	1,000万円未満	
	固定資産除却費	2,000万円未満				固定資産除却費	1,000万円以上	1,000万円未満	
	減損損失	2,000万円未満				減損損失	2,000万円未満	1,000万円	

						以上 2,000 万円 未満	未満		
	過年度損 益修正損	300万円以 上	(略)		過年度損 益修正損	500万 円以 上	300万 円以 上500 万円 未満	(略)	
	その他特 別損失	300万円以 上	(略)		その他特 別損失	500万 円以 上	300万 円以 上500 万円 未満	(略)	
(資本的 支出)				(資本的 支出)					
用地費		1,000万円 以上	(略)	用地費		3,000 万円 以上	1,000 万円 以上 3,000 万円 未満	(略)	
建物費		3億円以上 5億円未満	(略)	建物費		4億 円以 上5 億円 未満	3億 円以 上4 億円 未満	(略)	
器械備品 費		500万円以 上7,000万 円未満	(略)	器械備品 費		3,000 万円 以上 7,000 万円 未満	500万 円以 上 3,000 万円 未満	(略)	
その他建 設改良費		3億円以上 5億円未満	(略)	その他建 設改良費		4億 円以 上5 億円 未満	3億 円以 上4 億円 未満	(略)	
建設諸経 費				建設諸経 費					
	委託料	1,000万円 以上	(略)		委託料	2,000 万円 以上	1,000 万円 以上 2,000 万円 未満	(略)	
	建設工 事に関 する委 託料	2,000万円 以上	(略)		建設工 事に関 する委 託料	3,000 万円 以上	2,000 万円 以上 3,000 万円	(略)	

	建設利息 その他建設諸経費	(略)	(略)		建設利息 その他建設諸経費	未満	(略)	(略)
リース債務支払額	500万円以上7,000万円未満	(略)	(略)	リース債務支払額	3,000万円以上7,000万円未満	500万円以上3,000万円未満	(略)	(略)
電話加入権		(略)		電話加入権			(略)	
その他無形固定資産費		(略)		その他無形固定資産費			(略)	
その他投資		(略)		その他投資			(略)	
企業債償還金		(略)		企業債償還金			(略)	
借入金償還金		(略)		借入金償還金			(略)	
その他固定負債償還金		(略)		その他固定負債償還金			(略)	
その他資本的支出 (棚卸資産購入の支出)		(略)		その他資本的支出 (たな卸資産購入の支出)			(略)	
医療材料及び給食材料	500万円以上	(略)		医療材料及び給食材料		500万円以上	(略)	
消耗備品		(略)		消耗備品			(略)	
その他貯蔵品		(略)		その他貯蔵品			(略)	
(3) (略)				(3) (略)				
注 (略)				注 (略)				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。